

薬事関係事業者の皆様へのお知らせ

(薬局・医薬品販売業・薬局製造業・薬局製造販売業  
・高度管理医療機器販売業貸与業・管理医療機器販売業貸与業の開設者の方へ)

令和5年4月3日より、従事者変更の届出方法を下記のとおり変更いたします。  
お手数をお掛けいたしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 変更事項

- 従事者変更の届出は、原則 **郵送での届出** になります。
- 従事者資格証(薬剤師免許証・登録販売者登録証等)の**写し**を必ず添付してください。  
保健所で資格証本証の照合は行いませんので**資格証本証の提示は不要**です。
- 雇用証書は、**新様式(雇用時に当該従事者の資格証本証を確認していることを記載したもの)**になります。

2 従事者変更届出に必要な書類

従事者変更届を行う際は、以下の書類を新宿区保健所あて郵送してください。

- ・変更届
  - ・資格者一覧表
  - ・体制省令適合確認表
- 従来と変更なし
- ・従事者の雇用証書(新様式)  
**(雇用時に当該従事者の資格証本証を確認していることを記載したもの)**
  - ・従事者資格証(薬剤師・登録販売者登録証等)の**写し** ※本証の提示は不要

3 届出方法

- ・**原則、郵送での届出** となります。
- ・届出書の控えが必要な場合は、届出書2部と返信用封筒(返送先の宛名を記載のうえ、必要分の切手を貼ったもの)を同封してください。

4 郵送先

〒160-0022 新宿区新宿5-18-21 新宿役所第二分庁舎3階  
新宿区保健所 衛生課 医薬衛生係 あて

※到着のご連絡はしていません。到着確認が必要な場合は簡易書留やレターパック等をご利用ください。

5 問い合わせ先

新宿区保健所 衛生課 医薬衛生係 電話: 03(5273)3845 (月～金 8:30～17:00)

**<注意> 毒物劇物販売業における毒物劇物取扱責任者を変更する際は、この用紙は使用できません。**  
毒物劇物取扱責任者を変更する際は、従来どおり、資格証明書の原本を保健所窓口で照会いたします。  
お手数ですが、**毒物劇物取扱責任者を変更する際は、ご来所のうえ資格証原本を窓口で提示してください。**

## 証 書

私どもは下記事項を条件として使用関係にあることを証します。

年 月 日

使用 者 住 所  
(法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)

氏 名  
(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名)

被 使 用 者 住 所  
氏 名

## 記

- 1 業 務
- 資格証本証確認済
- ・管理者(薬剤師・登録販売者・ )
  - ・勤務薬剤師(常勤、非常勤、派遣)
  - ・勤務登録販売者(常勤、非常勤、派遣)  
研修中の有無(有・無)
  - ・高度管理医療機器等販売業・貸与業管理者

2 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで  
(週当たり勤務時間数: 時間)

3 勤務日 週 日 ( 曜日 から 曜日 まで)

## 備 考

- 1 勤務日は、1週間に勤務する日数及び曜日を記載すること。
- 2 該当する文字に丸を付けること。

**<注意> 毒物劇物販売業における毒物劇物取扱責任者を変更する際は、この用紙は使用できません。**  
毒物劇物取扱責任者を変更する際は、従来どおり、資格証明書の原本を保健所窓口で照会いたします。  
お手数ですが、**毒物劇物取扱責任者を変更する際は、ご来所のうえ資格証原本を窓口で提示してください。**